

地方競馬全国協会 会報

第 262 号 平成 17 年 2 月

目 次

競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

規程関係

協会業務規程

地方競馬全国協会きゅう務員表彰規程の廃止

地方競馬全国協会調教師・騎手等表彰規程の一部改正

地方競馬全国協会年度代表馬等表彰規程の一部改正

人事

平成 17 年 1 月

できごと

平成 17 年 1 月

馬主および馬の登録数調べ

平成 17 年 1 月分

登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	0	1	2	6			0
馬	671	473	1		270	3	12

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2 歳	90	0	90	462	552
3 歳	50	1	51	0	51
4 歳	42	0	42	5	47
5 歳	8	0	8	2	10
6 歳以上	8	0	8	3	11
計	198	1	199	472	671

ただし、登録事項の変更及び抹消については 1 月中に事務処理済みの件数である。

地方競馬全国協会きゅう務員表彰規程の廃止

地方競馬全国協会きゅう務員表彰規程を廃止する規約

地方競馬全国協会きゅう務員表彰規程（昭和四十九年度規約第一号）は廃止する。

附 則

この規約は、平成十七年一月十一日から実施する。

地方競馬全国協会調教師・騎手等表彰規程の一部改正

地方競馬全国協会調教師・騎手等表彰規程（平成二年度規約第二号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規約は、平成十七年一月十一日から実施し、平成十六年度に行われる表彰から適用する。

（原文縦書）

新	旧
第二条 表彰は、前年一月一日から十二月三十一日までの間)に行われた地方競馬の競走（中央競馬の指定交流競走を含む。）の成績又は地方競馬の発展に対する顕著な功績等を対象として行う。	第二条 表彰は、前年一月一日から十二月三十一日までの間)に行われた地方競馬の平地競走(中央競馬の指定交流競走を含む。)及びばんえい競走の成績又は地方競馬の発展に対する顕著な功績等を対象として行う。
第三条 表彰は、次の六種とし、賞状及び賞品を授与してこれを行う。	第三条 表彰は、次の九種とし、賞状及び賞品を授与してこれを行う。
一 最優秀調教師賞 （削る。）	一 最優秀調教師賞
二 最優秀騎手賞 （削る。）	二 優秀調教師賞
三 優秀新人騎手賞	三 最優秀騎手賞
四 優秀女性騎手賞	四 優秀騎手賞
五 ベストフェアプレイ賞 （削る。）	五 優秀新人騎手賞
六 特別賞	六 優秀女性騎手賞
	六の二 ベストフェアプレイ賞
	七 削除

新	旧
<p>第四条 前条第一号の最優秀調教師賞は、<u>前年の一月一日以前から地方競馬の調教師であつて、表彰することが不相当と認められる事由のある者を除いたもののうち、その管理馬を出走させて得た総収得賞金額その他別に定める基準により最も成績が優秀であつた者一名に授与する。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>第五条 第三条第二号の最優秀騎手賞は、<u>前年の一月一日以前から地方競馬の騎手であつて、表彰することが不相当と認められる事由のある者を除いたもののうち、騎乗して得た一着回数その他別に定める基準により最も成績が優秀であつた者一名に授与する。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>第六条 第三条第三号の優秀新人騎手賞は、<u>前々年の三月三十一日以降に免許を取得した者であつて、表彰することが不相当と認められる事由のある者を除いたものうち、一着回数が別に定める基準以上の者(前年において既に優秀新人騎手賞を受賞した者を除く。)</u>の中から最も成績が優秀であつた者<u>一名に授与する。</u></p> <p>第七条 第三条第四号の優秀女性騎手賞は、<u>女性騎手のうち特に成績が優秀であつたと認められる者に授与する。</u></p> <p>第八条 第三条第五号のベストフェアプレイ賞は、<u>一着回数が別に定める基準以上の騎手であつて地方競馬実施規則(例)第五十四条又は第五十五条の規定に相当する各競馬施行者の競馬の実施に関する規程</u></p>	<p>ハ 特別賞</p> <p>第四条 前条第一号の最優秀調教師賞は、<u>都道県の区域(北海道にあつては平地競走とばんえい競走の二区分とする。以下同じ。)</u>ごとに、<u>当該都道県の区域に所在する競馬場に前年の一月一日以前から所属する調教師であつて、表彰することが不相当と認められる事由のある者を除いたものうち、その管理馬を出走させて得た総収得賞金額その他別に定める基準による順位一位の者一名(以下「優秀調教師」という。)</u>を選定し、<u>このうち、最も成績が優秀であつた者一名(以下「最優秀調教師」という。)</u>に授与する。</p> <p>2 前条第二号の優秀調教師賞は、<u>優秀調教師(最優秀調教師を除く。)</u>に授与する。</p> <p>第五条 第三条第三号の最優秀騎手賞は、<u>都道県の区域ごとに当該都道県の区域に所在する競馬場に前年の一月一日以前から所属する騎手であつて、表彰することが不相当と認められる事由のある者を除いたものうち、騎乗して得た一着回数その他別に定める基準による順位一位の者一名(以下「優秀騎手」という。)</u>を選定し、<u>このうち、最も成績が優秀であつた者一名(以下「最優秀騎手」という。)</u>に授与する。</p> <p>2 第三条第四号の優秀騎手賞は、<u>優秀騎手(最優秀騎手を除く。)</u>に授与する。</p> <p>第六条 削除</p> <p>第七条 第三条第五号の優秀新人騎手賞は、<u>前々年の三月三十一日以降に免許を取得した者であつて、表彰することが不相当と認められる事由のある者を除いたものうち一着回数が別に定める基準以上の者(前年において既に優秀新人騎手賞を受賞した者を除く。)</u>の中から最も成績が優秀であつた者<u>(以下「優秀新人騎手」という。)</u>に授与する。</p> <p>第八条 第三条第六号の優秀女性騎手賞は、<u>女性騎手のうち特に成績が優秀であつたと認められる者(以下「優秀女性騎手」という。)</u>がある場合当該騎手に授与する。</p> <p>第八条の二 第三条第六号の二のベストフェアプレイ賞は、<u>一着回数が別に定める基</u></p>

新	旧
<p>の規定に違反したことを理由とする制裁処分を受けなかつた者(表彰することが不適當と認められる事由のある者を除く。)のうち、最も成績が優秀であつたもの一名に授与する。</p> <p>第九条 <u>第四条から前条までの規定により表彰を行うこととした者(以下「表彰対象者」という。)</u>について、<u>第二条に掲げる期間及びその後表彰を行うまでの間において調教師又は騎手としての体面を害する等表彰することが不適當と認める事由があつた場合には、その表彰は行わない。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>第十条 <u>第三条第六号の特別賞は、地方競馬の発展に顕著な功績があつたと認められる者その他特に表彰するに値すると認められる者に授与する。</u></p> <p>第十一条 <u>表彰対象者及び前条に規定する特別賞の選定手続きについては、会長が別に定める。</u></p>	<p>準以上の騎手であつて地方競馬実施規則(例)第五十四条又は第五十五条の規定に相当する各競馬施行者の競馬の実施に関する規程の規定に違反したことを理由とする制裁処分を受けなかつた者(表彰することが不適當と認められる事由のある者を除く。)のうち、最も成績が優秀であつたもの一名(以下「<u>ベストフェアプレイ騎手</u>」という。)に授与する。</p> <p>第九条 <u>第四条、第五条、第七条、第八条又は前条の規定により表彰を行うこととした者(以下「表彰対象者」という。)</u>について、<u>第二条に掲げる期間及びその後表彰を行うまでの間において調教師又は騎手としての体面を害する等表彰することが不適當と認める事由があつた場合には、その表彰は行わない。</u></p> <p>第十条 <u>削除</u></p> <p>第十一条 <u>削除</u></p> <p>第十二条 <u>第三条第八号の特別賞は、地方競馬の発展に顕著な功績があつたと認められる者その他特に表彰するに値すると認められる者(以下「特別表彰者」という。)</u>に授与する。</p> <p>第十三条 <u>最優秀調教師、優秀調教師、最優秀騎手、優秀騎手、優秀新人騎手、優秀女性騎手、ベストフェアプレイ騎手及び特別表彰者の選定手続きについては、会長が別に定める。</u></p>

地方競馬全国協会年度代表馬等表彰規程の一部改正

地方競馬全国協会年度代表馬等表彰規程（平成六年度規約第五号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規約は、平成十七年一月十一日から実施し、平成十六年度に行われる表彰から適用する。

（原文縦書）

新	旧
別表	別表
サラブレッド系二歳最優秀馬	サラブレッド系二歳最優秀馬
サラブレッド系三歳最優秀馬	サラブレッド系三歳最優秀馬
サラブレッド系四歳以上最優秀馬	サラブレッド系四歳以上最優秀馬
アラブ系最優秀馬	アラブ系最優秀馬
ばんえい最優秀馬	ばんえい最優秀馬
最優秀牝馬	最優秀牝馬
最優秀短距離馬	最優秀短距離馬
最優秀ターフ馬	

人 事

地方競馬全国協会役員・職員の人事異動について

【役員就任】（平成17年1月11日付け）

理 事 西岡 宗俊

【職員退職】（平成17年1月10日付け）

西岡 宗俊（総務部長）

【配置換】 （平成17年1月11日付け）

総務部長（考査室長併任） 大森 一義（総務部考査室長）

できごと

平成17年1月

1月7日	2005年第1回ダート競走格付け委員会
1月7日	NARグランプリ2004優秀馬選定委員会
1月11日	NARグランプリ2004優秀調教師・騎手等選定委員会